

当薬局の行っているサービスについて

《調剤基本料 1》

当薬局は厚生労働省所定の調剤基本料 1 の施設基準を満たしており、厚生労働省所定の点数を算定しております。

《連携強化加算》

当薬局は第二種指定医療機関の指定を受けており、災害または新興感染症の発生時に地域の医療機関と医薬品の融通、情報共有を行い、薬剤の供給等を行う体制を整えております。また、オンライン服薬指導にも対応しております。

《後発医薬品調剤体制加算 1》

当薬局は後発医薬品への変更が可能な体制を整えており、積極的に対応しております。また、後発医薬品への変更相談をお受けしています。ただし、後発医薬品が発売されていない、処方箋が変更不可の場合は変更できません。

《在宅薬学総合体制加算 1》

当薬局は在宅での訪問服薬指導が可能な体制を整えており、厚生労働大臣が定める所定の点数を算定しております。

《かかりつけ薬剤師指導料及び包括管理料》

当薬局は、保険薬剤師として 3 年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に 32 時間以上勤務しているかかりつけ薬剤師が在籍しており、薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しております。複数の医療機関にかかった場合、使用している薬剤を一元的に管理します。

《在宅患者訪問薬剤管理指導料》

当薬局は、在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後患者様のお宅を訪問して必要な薬剤的管理及び指導をしております。(担当医師の了解と指示等が必要です)

《在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算》

当薬局は、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者様に対して、投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者様に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は厚生労働省所定の点数を算定しております。

《在宅中心静脈栄養加算》

当薬局は、在宅中心静脈栄養法を行っている患者様に対して、投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は厚生労働省所定の点数を算定しております。

《医療情報取得加算》

当薬局はマイナンバーカードを健康保険証の代わりとして使うことができます。また、オンライン資格確認システムを通じて患者様の薬剤情報または特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施できる体制を有しております。

◎調剤管理料、服薬管理料について

当薬局では、服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無等を確認するとともに、薬剤の重複や相互作用の有無等をチェックしております。その「薬剤服用歴」をもとに毎回薬のチェックや薬の調製を行っており、薬を有効かつ安全に服用(使用)するために必要な説明・指導を行っております。またこれらを文書により提供しております。

北町センター薬局